額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零とする。

一　施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二　施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

（施行令第三条第一項第一号の文部科学省令で定める月数）

第十九条の二　施行令第三条第一項第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2　施行令第三条第一項第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

附　則

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第四条　第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、当分の間、第十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者　授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月

三　事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに減免申請書を提出した者　授業料等減免対象者としての認定を受けた日又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月

四　事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月を経過して減免申請書を提出した者　授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一～四　［略］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［略］ 二　ＧＰＡ等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。 イ　授業料等減免対象者の在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するまでに、その取得が当該確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしい資格等であって職業に密接に関連するものを取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。

［条を加える。］

［条を加える。］

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	［項を加える。］ 一～四　［同上］
警告	［項を加える。］ 一　［同上］ 二　ＧＰＡ等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること。 ［号の細分を加える。］